

■お問い合わせ先

特定非営利活動法人JMACS

ジェイマックス

〒790-0003

松山市三番町六丁目 5-19 扶桑ビル 2階

電話 089-913-0415 FAX 089-913-0348

ホームページ <http://jmacs.jp/> メールアドレス info@jmacs.jp



JMACS の理念

NPO法人JMACS(ジェイマックス)は平成13年に松山市在住の女性たちで結成された団体です。各分野の様々な職種の女性たちが、幼児から高齢者までの豊かな生活空間はどうあるべきかを考え、追求するために活動を続けてきました。「個人の尊重」と「人格の尊厳保持」を理念として誰もが安心して暮らせる社会を目指し、福祉サービスの第三者評価事業に取り組むことになりました。これまでの経験を活かし生活者の視点に立った評価を目指しています。

第三者評価をぜひ私たちにお任せください。

JMACS 活動の歩み

- 平成 13 年 NPO 法人格取得
- 平成 14 年 快適な老後を過ごすための講演会 6 回開催
愛媛国際環境福祉フェア参加 「自分たちで作る快適な老後」 シンポジウム
- 平成 15 年 芸術療法講座全 8 回開催 NHK 文化センター
- 平成 16 年 公園ボランティア養成講座 全 10 回開催 「松山市市民活動支援事業」
音楽療法の紹介講座 全 6 回開催
- 平成 17 年 「グループホーム外部評価事業」の開始
- 平成 18 年 「介護サービス情報の公表制度」調査機関としての業務開始
松山市桑原に新築された遊友ホールで子どもたちの居場所づくり事業をスタート
- 平成 19 年 松山市桑原で民間の学童クラブ「キッズ☆デイサポート遊友学舎」をスタート
「福祉サービスの第三者評価事業」評価機関としての活動を開始
愛媛県提案型パートナーシップ推進事業「子ども虐待予防のための子育て支援者基礎研修協同事業」の実施
- 平成 21 年 愛媛労働局介護雇用管理改善委託事業「介護現場における教育訓練等職員の代替人員補充モデル事業」及び「経営者のための意識改革セミナー」の実施
- 平成 23 年 愛媛県地域連携・提案型雇用創出事業「通所介護事業所への第三者評価モデル事業」
「子育て支援者向け体調不良児支援事業」の実施
- 平成 24 年 松山市内の保育所 5 事業所の第三者評価を実施
- 平成 25 年 愛媛県内の社会的養護施設 2 事業所・松山市内の保育所 3 事業所の第三者評価を実施
- 平成 26 年 愛媛県内の社会的養護施設 5 事業所・養護老人ホーム 1 事業所・保育所 1 事業所の第三者評価を実施
- 平成 28 年 愛媛県内の社会的養護施設 5 事業所・保育所 1 事業所・訪問介護 1 事業所の第三者評価を実施
- 平成 29 年 愛媛県内の社会的養護施設 5 事業所・保育所 2 事業所・通所介護 1 事業所の第三者評価を実施
- 平成 30 年 愛媛県内の保育所 1 事業所・有料老人ホーム 1 事業所の第三者評価を実施
- 令和 1 年 愛媛県内の社会的養護施設 5 事業所・保育所 3 事業所の第三者評価を実施
- 令和 2 年 愛媛県内の社会的養護施設 2 事業所・保育所 2 事業所の第三者評価を実施

【愛媛県認証評価機関】

ジェイマックス
特定非営利活動法人JMACS

■福祉サービスにおける第三者評価とは

福祉サービスにおける第三者評価事業とは、事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握してサービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としています。

福祉サービス提供事業者の格付けや順位付けをすることが評価の目的ではありません

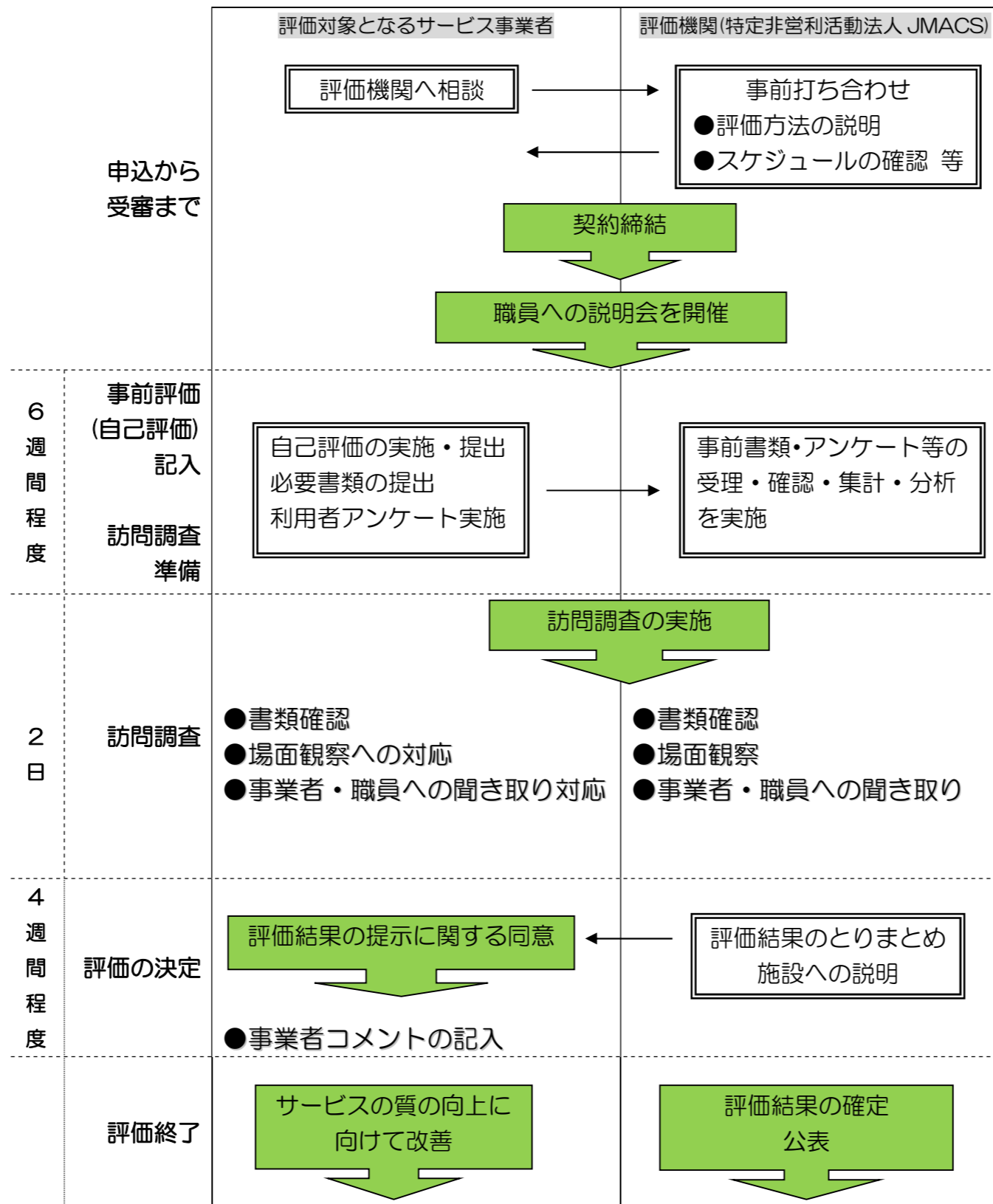
■受審の効果

第三者評価のプロセス(職場での自己評価、訪問調査等)を通して、職員の気づきの力、サービスの改善点、課題の共有化が深まります。

保育所は、27年度から第三者評価の受審が努力義務となりました

平成 27 年 4 月 1 日から「愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正条例が施行され、「保育所は、法第 39 条に規定する業務の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない」す、また、「定期的に外部の者による前項の業務の質の評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない」(第 51 条)こととされました

福祉サービス第三者評価の流れ



評価結果の公開は

愛媛県 <http://www.pref.ehime.jp/h20100/fukushi-hyouka/index.html>

WAM ネット <http://www.wam.go.jp>

■ 自己評価に取り組む意義

- 組織運営やサービスの質を見直すことによって新たな気づきを得られる。
- 事業者全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけを得られる。

自己評価は職員個人の取り組みを基礎としながら、チームや事業所全体での議論を経て、その課題等が共有化されることが重要です。

第三者評価の目的は、事業所のサービスの質を向上させることですが、第三者評価で改善策等を見出し、実際の改善の取り組みにつなげていくことが重要です。



■ 評価結果の活用の意義

- 事業所が行う福祉サービスの質の向上のための取り組みが明らかになる。

事業所が評価活動を通して、サービスの改善に取り組んでいることを、利用者や家族、地域住民等へ周知することが重要です。その際には、ホームページや機関紙への掲載だけでなく、報告会等を開催することで、取り組みへの理解がより深まります。

Q 評価調査者はどんな人ですか？

A 実際に事業所を訪問して調査を行うスタッフを「評価調査者」といいます。

評価調査者は

- ① 組織運営管理者(3年以上経験者)又はこれと同等の能力を有している。
- ② 福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者(3年以上経験者)又はこれと同等の能力を有している。

のいずれかの資格を有し且つ愛媛県及び全国社会福祉協議会が実施する「評価調査者養成研修」を受講した者3名で構成します。

Q 訪問調査はどのような事をするのですか？

A 訪問調査は2日間。事前にスケジュールが提示されます。訪問調査では事業所の見学をはじめ、自己評価や事業計画等、事前に提出した資料をもとに様々な質問などのやりとりが展開されます。また、利用者に対して事前にアンケートを実施し、評価の参考資料となります。

Q a・b・cの3段階評価の判断基準は？

A 「a」はよりよい福祉サービスの水準・状態。質の向上を目指す際に目安とする状態です。

「b」はaに至らない状況、多くの事業所の状態。aに向けた取り組みの余地がある状態です。

「c」はb以上の取組みとなることを期待する状態です。